

一般社団法人 日本技術者教育認定機構

定 款

2009年2月12日	作成
2009年6月30日	変更
2010年6月 9日	変更
2011年6月23日	変更
2021年5月28日	変更
2022年6月 9日	変更
2026年1月20日	変更

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本技術者教育認定機構 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等の高等教育機関が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行い、我が国の技術者教育の国際的な同等性を確保するとともに、我が国と海外の技術者教育の振興を図り、国際的に通用する技術者の育成を通じて社会と産業の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 技術者教育プログラムの認定基準の策定並びに技術者教育プログラムの審査、認定及び公表に関する事業
- (2) 技術者教育プログラムの審査に当たる専門家の養成に関する事業
- (3) 技術者教育プログラムの審査にかかる専門分野の指定、統括及び調整に関する事業
- (4) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項の調査研究、提言等に関する事業
- (5) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項に関し、学界及び産業界との連携を図る事業
- (6) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項の普及及び啓発に関する事業
- (7) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項の国際相互承認及び交流の推進に関する事業
- (8) 技術者教育の改善、支援にかかる事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 当法人は、認証評価機関として、専門職大学院（産業技術系）の教育プログラム

の第三者評価を目的とした評価事業、並びに当該評価事業に附帯又は関連する事業を行う。

- 3 当法人は、前二項に該当しない技術者教育プログラムについて第三者評価を行う認定機関に対する認証事業、並びに当該認証事業に附帯又は関連する事業を行う。
- 4 その他、当法人の目的を達成するに必要な事業

(規律)

第4条 当法人は、社員総会が別に定める倫理規程に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を支援し、かつ、第3条に定める事業の審査認定の対象にならない団体及び個人
- (3) 特別会員 当法人の目的に賛同し、当法人の企画する研修活動等に協賛する団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする団体は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会がその可否を決定し、これを当該団体に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である団体が解散又は破産したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出していつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、当該社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項につき決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 常勤役員の報酬の額
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の計算書類の承認
- (6) 入会の基準及び会費の金額
- (7) 解散、事業の全部譲渡
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるものほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があつたとき

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

2 社員総会を招集するときは、各正会員に対し、会議の日時、場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

2 第16条第2項第2号の規定に基づく請求により開催された臨時社員総会においては、当該臨時社員総会において議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般社団・財団法人法第49条第2項の定めによる決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
- 3 社員総会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第17条第2項の規定に基づきあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ決議することができる。

(書面決議等)

- 第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定に基づき議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、次の各号に掲げる事項及びその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（前条第1項の規定により議決権を行使した者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから当該社員総会において選任された2名以上の議事録署名人が、署名もしくは記名押印、又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え付ける。

第4章 役員等

(役員等の種類及び員数)

- 第22条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上32名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 役員は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 3 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 4 前項の会長、及び前項の副会長のうち理事会の決議により選定された副会長をも

って、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

5 代表理事たる副会長を除く他の副会長及び専務理事以外にも業務執行理事を置くことができる。

6 (削除)

(選任等)

第23条 役員は、正会員の代表者又は正会員から推薦された代表者以外の構成員のうちから、社員総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事については15名、監事については2名を限度として、上記に定める者以外の個人を選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。

3 (削除)

(理事等の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。理事の分掌職務は、別途定める。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事たる副会長がその職務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して当法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があると認めるときは会長に理事会の開催を請求すること及び当該請求をした日から5日以内に2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案等を調査すること及び当該調査の結果法令若しくはこの定款に違反し又は著しく不当な事実があると認める場合はその調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事及び使用人に対し事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査

すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(会計監査人の職務等)

第26条 (削除)

(役員等の任期)

第27条 役員の任期は、いずれも、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

5 (削除)

6 (削除)

(解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他当法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 定められた職務を怠ったとき

2 前項の規定に基づき解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任決議を行う社員総会において当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 (削除)

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項により、任務を怠ったことによる役員の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議により免除することができる。

(最高顧問及び顧問)

第32条 当法人に、最高顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問及び顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問及び顧問は、当法人の運営に関する会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 (削除)
- 5 最高顧問及び顧問に関する事項は、この定款に定めるものほか理事会で定める規則による。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第33条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行に関する決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 社員総会に付議すべき事項の決定
 - (6) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任すること

ができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 役員の責任の一部免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第25条第5号の規定に基づき監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が請求する場合を除き、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

2 理事会においては、第36条第3項に基づきあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、当該事項が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会で定める理事会規則による。

第6章 委員会・会議

(委員会・会議の設置等)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会又は会議（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 (削除)

3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び職員は、有給とする。
- 4 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員の名簿
- (4) 許可及び登記に関する書類
- (5) この定款で定める会議に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬規定
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支決算書
- (10) 監査報告書及び会計監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 計 算

(資産の構成)

第45条 当法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第46条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第47条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が遅滞なく次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得た上で、定時社員総会において計算書類の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 財産目録
- (5) 附属明細書

(会計区分)

第51条 当法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、会計区分を設けることができる。

2 前項の会計区分に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第52条 当法人の収支決算に剰余金が生じたときは、定時社員総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(借入金)

第53条 当法人が資金の借入をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、借入金額がその事業年度の収入額を超える、又は返済期間が1年を超える借入については、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の3分の2以上の多数の決議による承認を受けなければならない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない

(解散)

第57条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条に掲げる事由により解散する。

(残余財産の処分)

第58条 当法人が清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第59条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(最初の理事)

第60条 当法人の最初の理事の任期は、定款第27条第1項の規定にかかわらず、当法人成立の日以後最初に開催される臨時社員総会の終結の時までとする。ただし、平成21年6月末日までに臨時社員総会を2回以上開催するときは、最後の臨時社員総会の終結の時までとする。

(設立時役員等)

第61条 当法人の設立時役員及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時理事

大橋 秀雄
大中 逸雄
山野井 昭雄
福崎 弘
長島 昭
小嶋 勝衛
松瀬 貢規
白鳥 正樹
山富 二郎
高橋 修
斎藤 公男
柏原 英郎
友田 陽
宮崎 毅
黒田 千秋
林 良博
佐々木 元
篠田 庄司
石原 宏
高橋 幸雄
服部 重昭
塩谷 捨明

設立時代表理事

大橋 秀雄
大中 逸雄

設立時監事

金子 尚志
本間 政雄

設立時会計監査人

東京東監査法人

(設立時社員の名称及び住所)

第62条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都港区芝五丁目26番20号

名称 社団法人日本工学教育協会

住所 東京都千代田区五番町 6 番 2 号

名称 電気学会社団法人

住所 東京都新宿区信濃町 3 5 番地

名称 社団法人日本機械学会

住所 東京都港区赤坂九丁目 6 番 4 1 号

名称 社団法人資源・素材学会

住所 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 2 0 号

名称 社団法人日本技術士会

住所 東京都港区芝五丁目 2 6 番 2 0 号

名称 社団法人日本建築学会

住所 東京都新宿区四谷一丁目無番地

名称 社団法人土木学会

住所 東京都千代田区神田司町二丁目 2 番地

名称 社団法人日本鉄鋼協会

住所 東京都港区新橋五丁目 3 4 番 4 号

名称 社団法人農業農村工学会

住所 東京都文京区小日向四丁目 6 番 1 9 号共立会館内

名称 社団法人化学工学会

住所 東京都文京区弥生一丁目 1 番 1 号

名称 財団法人農学会

住所 東京都千代田区神田駿河台一丁目 5 番

名称 社団法人情報処理学会

住所 東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号

名称 社団法人電子情報通信学会

住所 大阪府吹田市山田丘2番1号大阪大学工学部応用生物工学教室
名称 社団法人日本生物工学会

(法令の準拠)

第63条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本技術者教育認定機構設立のため、設立時社員全員の定款作成代理人である司法書士伊藤 友美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成21年2月12日

設立時社員 東京都港区芝五丁目26番20号
社団法人日本工学教育協会
理 事 小嶋 勝衛

設立時社員 東京都千代田区五番町6番2号
電気学会社団法人
理 事 田井 一郎

設立時社員 東京都新宿区信濃町35番地
社団法人日本機械学会
理 事 白鳥 正樹

設立時社員 東京都港区赤坂九丁目6番41号
社団法人資源・素材学会
理 事 大木 和雄

設立時社員 東京都港区虎ノ門四丁目1番20号
社団法人日本技術士会
理 事 高橋 修

設立時社員 東京都港区芝五丁目26番20号
社団法人日本建築学会
理 事 斎藤 公男

設立時社員 東京都新宿区四谷一丁目無番地

社団法人土木学会
理 事 柏原 英郎

設立時社員 東京都千代田区神田司町二丁目 2 番地
社団法人日本鉄鋼協会
理 事 友野 宏

設立時社員 東京都港区新橋五丁目 34 番 4 号
社団法人農業農村工学会
理 事 宮崎 穀

設立時社員 東京都文京区小日向四丁目 6 番 19 号共立会館内
社団法人化学工学会
理 事 正野 寛治

設立時社員 東京都文京区弥生一丁目 1 番 1 号
財団法人農学会
理 事 林 良博

設立時社員 東京都千代田区神田駿河台一丁目 5 番
社団法人情報処理学会
理 事 佐々木 元

設立時社員 東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号
社団法人電子情報通信学会
理 事 宮原 秀夫

設立時社員 大阪府吹田市山田丘 2 番 1 号大阪大学工学部応用生物工学教室
社団法人日本生物工学会
理 事 塩谷 捨明

上記設立時社員全員の定款作成代理人
東京都港区芝四丁目 3 番 2-310 号
司法書士 伊藤 友美